

▼農業保険の円滑実施へ必要額を確保

▼来年度政府予算案が決定

政府は、2018年度予算案を決めた。農林水産関係予算の総額は17年度当初予算比0・2%減の2兆3021億円で、新たに導入する収入保険制度の実施には保険料の国庫負担金など必要額として新規で259億7800万円を計上。農業共済関係予算は、昨年8月の概算要求と同額の869億5千万円を確保した。

▼国は保険料の50%と積立金の75%を補助

収入保険は、農業者ごとの農業収入全体を対象に、自然災害や価格低下を補償する新たなセーフティネットとして、今秋から加入受け付けが始まる。青色申告を行う農業者を対象に、当年の農業収入が農業者ごとに設定する基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんする。補てん方式は「保険方式」に「積立方式」を組み合わせる。国は保険料の50%と、積立金の75%を負担する。

▼制度の加入は10万経営体を見込む

18年度予算案では、制度の加入見込みを10万経営体として積算し、保険料にかかる国庫負担金に29億1500万円を確保した。積立金への国庫負担金（特約補てん金造成費交付金）は217億8千万円を計上した。事務費負担金には12億8300万円を盛り込み、農業共済団体が4月に設立する全国農業共済組合連合会に収入保険事業の基幹的経費（人件費や旅費など）を交付する。

なお、保険料等の農家の納付期限は保険期間開始前（個人は前年12月末）までの一括支払いが原則だが、農家負担を軽減する観点から分割支払い（個人は前年12月末から当年の8月末まで最大9回）も可能だ。また、補償限度額や支払率も、9割を上限に複数の選択肢から選択できる。

このほか、関連対策として電算処理システムの開発に3億1700万円を計上。保険料率の算定などにかかる農業者の収入データの収集には1億100万円を盛り込んだ。

▼農業共済は概算要求通り

農業共済関係予算は、共済掛金の約半分を国が負担する「農業共済掛金国庫負担金」には17年度同額の501億1千万円を確保した。農業共済団体の事務費の一部となる「農業共済事業事務費負担金」は、1県1組合化（特定組合）や事務の合理化・効率化などを踏まえ、12億8500万円減の364億400万円を計上した。

4月1日に施行する農業保険法（改正農業災害補償法）は「農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資すること」を目的としている。農業共済と収入保険の実施により、農業生産されるほとんどの品目が対象となる。両制度を担う農業共済団体では、農家への丁寧な制度説明の徹底を基本に、農業共済または収入保険への加入促進を通じて「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築に全力を挙げる。